2011 年 7 月 24 日

日本宇宙少年団市川 COSMOS 分団（YAC-i）活動規約

日本宇宙少年団市川 COSMOS 分団（YAC-i）は、その活動を円滑に推進するため、次のとおり日本宇宙少年団市川 COSMOS 分団（YAC-i）活動規約を定めます。

（目的）

第 1 条　YAC-i は、地域の大人がボランティアで、学校や年齢の垣根を越えて集まった、地域の子供に対して、宇宙にまつわる活動を通して、「科学する心」、「好奇心」、「冒険心」、「夢」、及び「自治の精神」を育む教育を行うことによって、明日の平和で豊かな人類社会を担う人材の育成に貢献することを目的とします。

（事務所）

第 2 条　YAC-i は、その主たる事務所を、千葉県市川市北国分 4 丁目 27 番 7 号に置きます。

（組織）

第 3 条　YAC-i は、千葉県市川市を中心とした地域に在住する、分団員（子供 5 人以上）、分団長（1 人）、副分団長（複数人）、リーダー（複数人）、及びパートナー（複数人）をもって組織します。

第 4 条　YAC-i は、千葉県市川市を中心とした地域に在住する子供（児童・生徒）のうち、分団の趣旨に賛同し、入団申し込みをした者を分団員とします。

第 5 条　YAC-i は、分団員を複数班に分け、各班に班長（1 人）と副班長（1 人）を置きます。

（会議）

第 6 条　YAC-i は、その活動に係る重要事項について協議するため、分団長、副分団長、リーダー、及びパートナーからなるリーダー会議を、別に定めるところにより、原則として月 1 回程度開催します。

（集会）

第 7 条　YAC-i は、講義、科学工作、実験、競技、自然観察、天体観測、調理、体操、見学、野外活動、社会貢献活動、宇宙ホンモノ体験活動等の宇宙にまつわる活動を行うため、分団員、保護者、分団長、副分団長、リーダー、及びパートナーからなる分団集会を、別

に定めるところにより、原則として月 1 回程度開催します。

（会費）
第 8 条　YAC-i は、YAC-i 独自の会費（以下「分団費」という）として、分団員から 1 人 1 年当たり 1,200 円を徴収します。なお、分団費の払い戻しは行いません。

（賛助員）
第 9 条　YAC-i は、YAC-i 活動に対する財政的な支援を得るため、別に定めるところにより、賛助員制度を設けるものとします。

（会計）
第 10 条　YAC-i は、分団費、賛助費、JAXA 宇宙教育センターSEL 実践活動助成金、市川市市民活動団体支援金（1%支援制度）、寄付金、及びその他の収入をもって、その活動に係る経費に充てます。

第 11 条　YAC-i は、その会計年度を、毎年 10 月 1 日に始め、翌年 9 月 30 日に終えます。

（総会）
第 12 条　YAC-i は、年 1 回、分団員保護者、分団長、副分団長、リーダー、及びパートナーからなる総会を開催します。

（その他）
第 13 条　YAC-i は、この規約に定めのないことについては、日本宇宙少年団活動規約に準じて活動します。

第 14 条　YAC-i は、この規約を改正する場合は、リーダー会議に諮ります。

附則
（1）YAC-i は、この規約を 2011 年 10 月 1 日（土）から施行します。

（2012.04.01）